

(仮訳)

**Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)**

Fukoku Seimei Building 20F, 2-2, Uchisaiwaicho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan  
Phone +81-3-5510-2737 Facsimile +81-3-5510-2717 URL <http://www.asb.or.jp/>



2014年5月30日

国際会計基準審議会御中

**情報要請 適用後レビュー：IFRS 第3号「企業結合」の回答の提出**

企業会計基準委員会 (ASBJ) は、IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビューに係る情報要請に対してフィードバックを提供する機会を得たことを歓迎する。本レターは、当委員会事務局が、日本の市場関係者に対して実施したアウトリーチによって得られたフィードバックを伝達するものであり、情報要請に記載の各質問に対しての当委員会の見解を述べるものではない旨をあらかじめ申し添える。

企業結合は、その取引の規模が大きく、その件数も増加傾向にあることから、企業の財務報告に与える影響は重大であり、会計基準設定において、最も議論のある分野の一つであると考えられている。さらに、IFRS 第3号とそれに関連する会計基準が開発された際には、その重要な会計処理について、いくつかの対立する意見があり、その対立は現在も継続している。

そのような中、当委員会では、情報要請に対するフィードバックを日本の市場関係者から得るためにホームページ上で情報提供を要請し、さらに、当委員会事務局は企業結合基準の経験に関する個別のフィードバックを得るために、多くの市場関係者に対して積極的にアウトリーチを行った。具体的には、当委員会事務局は3名の財務諸表利用者（以下「利用者」という。）、10社の財務諸表作成者（以下「作成者」という。）、1監査法人に対して、情報要請の質問事項をもとに市場関係者ごとに修正した質問書を利用して、個別の会合を実施した。また、当委員会は2回の円卓会議を実施しており、1回目は大手監査法人の所属の監査人、2回目はより広範な関係者（利用者、作成者、監査人、学識経験者を含む）と実施した。

個別会合を実施する市場関係者の選定にあたっては、当委員会事務局は、IFRSに基づく連結財務諸表の利用者、作成者及び監査人に限らず、米国基準に基づく連結財務諸表の利用者、作成者及び監査人も対象とした。これは、企業結合会計基準においては、両基準は多くの領域において整合している（あるいはほぼ同一の）取扱いを要求しているからである。また、日本において、IFRSの任意適用が開始して間もないことを考慮すると、IFRSと米国基準の取扱いが整合している領域においては、米国基準のものでの実務上の経験もIASBに有用なインプットを提供すると考えたことによる。個別のヒアリングから受けたフィードバックは、すべて大手の多国籍企業からのものとなり、それら企業の5月30日時点の時価総額は約35兆円（3,400億USドル相当）となっている。詳細は質問1を参照していただきたい。

会合にあたっては、当委員会は、(a)企業結合会計基準が効果的かつ効率的に適用されているかどうか、(b)財務諸表の利用、作成及び監査の局面でどのような課題が認識されているのか、(c)企業結合会計基準にはどのような改善がなされるべきかについて、市場関係者の提案に関する見解の聴取を行ってきた。情報要請における各質問の回答にあたっては、当委員会は受け取ったフィードバックを IASB に対する特定のコメントや提案事項とともに要約している。

当委員会事務局がアウトリーチにおいて受け取ったフィードバックの主な概要は、以下のとおりである。

**(1) のれんの非償却** 大多数の回答者は、企業結合により取得したのれん（以下「取得のれん」という。）は時の経過に伴い費消され、自己創設のれんに置き換わっていくと考えており、取得のれんの非償却は企業結合後の取得のれんの経済的実態を適切に表すこととなっていないとの見解であった。したがって、彼らは、企業結合後の収益と費用の対応を図るために、取得のれんの減損テストを維持しながら償却を再導入すること（以下「償却及び減損アプローチ」という。）を提案している。

一方で、何人かの回答者からは、現行の「減損のみのアプローチ」は、意思決定に有用な情報及び経営者の受託責任を充足するための情報を提供できるという点からよく機能していると述べている。詳細は本コメントレターの第 36 項から第 44 項を参照していただきたい。

**(2) 無形資産の識別** 多くの作成者は、無形資産をのれんと区分して認識することについて、識別した無形資産の中には被取得企業の取得対価を検討する際に考慮した無形資産の価値と整合しないことがあるため、経営者と利用者の情報の非対称性が是正されず、したがって、利用者が企業の財務状況を理解するうえで有用でないと指摘している。また、無形資産は常には十分な信頼性をもって見積もることができるとはいえ、そのような資産を区分して認識、測定することは、その情報を提供することによる便益よりもコストの方が大きくなると指摘している。他方、利用者は異なる見方を有しており、無形資産を区分して認識することは有用な情報を提供すると指摘している。詳細は本コメントレターの第 7 項から第 15 項を参照していただきたい。

### **(3) その他の事項**

- **段階取得及び支配の喪失**：数人の作成者は、段階取得において追加取得した時に既存の持分の利得又は損失を認識することは内部経営管理目的で利用している情報と異なるため、取引に対する見解と整合しないと指摘している。また、数人の作成者は、支配の喪失の際に残余の持分について利得又は損失を認識することは、例えば、持分を一部売却しても取引関係が継続する意図をもっているような場合には、グループの運営の実態を反映しないことがあると述べている。多くの利用者は、財

務分析においてこれらの利得又は損失を除外して分析をしていると述べている。詳細は本コメントレターの第 50 項から第 53 項を参照していただきたい。

- **開示:** 多くの作成者は、プロフォーマ情報の開示に関して、その開示による便益に比して過度にコストがかかると考えている。また、監査人は、特に期末日近くに取得が行われる場合や、被取得企業の連結財務諸表が IFRS 以外の各国の会計基準により作成されている場合にはプロフォーマ情報の監査を行うことは困難と指摘している。一方、利用者は、プロフォーマ情報は財務情報の比較可能性を向上する観点から有用な情報であると指摘している。詳細は本コメントレターの第 57 項から第 59 項を参照していただきたい。

なお、監査人との円卓会議においても様々な経験に関する有用な情報が提供されたが、作成者の観点と同様のコメントについては、重複を避けるため監査人のコメントとしては含めていない。したがって、監査人として（又は監査可能性）の観点からのみのフィードバックに限定している。

当委員会は、我々のフィードバックが、IASB にとって企業結合会計基準が効果的かつ効率的に適用されているかを評価し、IFRS に基づいて作成された財務情報の質を向上させるためにどのような変更が有用なのかを検討するにあたっての一助になることを願っている。何かご質問がある場合は、連絡していただきたい。

新井武広

企業会計基準委員会副委員長

企業会計基準委員会企業結合専門委員長

## **情報要請の個別の質問に対する回答**

### **1. 背景及び経験**

#### **質問 1:**

次の事項を記載していただきたい。

- (a) 企業結合に関する回答者の役割について（すなわち、財務諸表の作成者、監査人、評価専門家、財務諸表利用者、規制当局、基準設定主体、研究者、会計専門家団体など）<sup>(a)</sup>
- (b) 回答者の主たる法域。財務諸表利用者である場合には、どの地域を追跡又は投資の対象としているか。
- (c) 関与した企業結合会計は、主として IFRS 第 3 号（2004 年）又は IFRS 第 3 号（2008 年）のどちらであったか。
- (d) 財務諸表の作成者である場合には、
  - (i) 回答者の法域又は会社は、IFRS を最近採用したのかどうか、また、その場合には、採用後の年数
  - (ii) 回答者の組織は、2004 年以降、何件の企業結合を IFRS に基づいて会計処理したか、また、当該結合における被取得企業の業種はどのようなものか
- (e) 財務諸表利用者である場合には、2004 年以降に分析した IFRS に基づいて会計処理された主な企業結合を簡潔に記述願いたい（例えば、当該取引が行われた地域、当該企業結合における被取得企業の業種はどのようなものであったかなど）。

利用者の種類には、購入サイドのアナリスト、販売サイドのアナリスト、信用格付けアナリスト、与信者・融資者などがある（明示願いたい）。

1. 上記の質問に対する我々の回答は以下のとおりである。

- (a) : 会計基準設定主体（ただし、カバーレターに記載のように、このレターはそれぞれの質問に対する当委員会の見解を述べるものではなく、当委員会事務局がアウトリーチにおいて受けたフィードバックを伝えるものであることには留意いただきたい）。
- (b) : 日本
- (c) : 日本においては、上場企業は以下の 3 つのいずれかの会計基準により連結財務諸表を作成することが求められている。
  - (i) 日本基準

(ii) IFRS (IFRS の利用は 2009 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から認められている。したがって、当委員会がこのレターに記載している経験は 2008 年改正の IFRS 第 3 号に関するもののみである。)

(iii) 米国会計基準<sup>1</sup>

当委員会事務局が本コメントレターの作成にあたりアウトリーチを実施した先は、以下の表のとおりである<sup>2</sup>。

会合の種類	対象者	IFRSs	米国会計基準
個別会合	利用者	3 <sup>3</sup>	
	作成者	3	7
	監査人	1	
円卓会議		2 <sup>4</sup>	

作成者 10 社のうち 9 社は 2013 年のフォーチュングローバル 500 に登場している企業であり、10 社の時価総額は 2014 年 5 月 30 日現在、およそ 35 兆円 (3,400 億米ドル相当) (東京証券取引所の時価総額の約 8%に相当) である。

(d) : N/A

(e) : N/A

## 2. 事業の定義

### 質問 2:

- (a) 企業結合が資産の取得と、異なる会計処理を有している事の便益はあるか。あるとすれば便益はどのようなものか。
- (b) 事業に該当するかどうかを判定するために取引を評価する際に直面した、実務における適用、監査又は執行上の主な課題は何か。実務における適用上の課題について記述いただく場合、回答者が評価の際に考慮に入れている主要な考慮事項についても記述いただきたい。

### (a) 事業の取得と資産の取得を異なる会計処理を有している事の便益

<sup>1</sup> 米国会計基準の利用は、米国 SEC 登録企業等の限られた企業にのみ認められている。

<sup>2</sup> 表に記載している市場関係者のほか、当委員会は、日本基準に基づく財務諸表作成者 1 社に対しても情報要請で質問されている項目に関する経験をヒアリングしている。当該会社から当委員会事務局が受け取ったフィードバックは、このレターの脚注で記載している。

<sup>3</sup> 3 名の利用者は、投資銀行 (エクイティの販売サイドのアナリスト)、投資運用会社 (エクイティの購入サイドのアナリスト) 及び信用格付会社 (信用格付アナリスト) に所属している。全ての利用者が IFRS 及び米国会計基準の両方についての詳細な知識と経験を有している。

<sup>4</sup> 円卓会議は、各大手監査法人の代表者から構成される日本公認会計士協会 (JICPA) の IFRS 実務対応メンバーを対象としたものと、より広範な関係者 (利用者、作成者、監査人及び学識経験者を含む) を対象としたものを実施した。

2. 利用者は、事業の取得と資産の取得について異なる会計処理を定めている現行の会計基準に対して強い懸念を有していなかった。

**(b) 取引が事業に該当するかどうかの判断について直面した実務上の課題**

3. 多くの作成者は、取引が事業を構成するかどうかの判断について重要な実務上の課題に直面した経験はないと述べている。しかしながら、何人かの作成者は以下のような課題に直面した経験を述べている。

- ある企業は、他の企業から工場設備（土地と建物から構成）を取得し、取得契約により従業員を一定期間雇用することとなった。このような場合、一連の契約がプロセスを含んでいるかどうか（つまり企業結合として会計処理する）の判断について、困難性に直面した。これは、契約のうち、被取得企業の従業員の一定期間の継続雇用は付随的なものだとして経営者は考えていたからである。
- ある企業は、鉱山事業を営む企業を取得した。会計基準によれば、被取得企業が鉱山事業の操業を開始していれば、その取得は「企業結合」として扱い、まだ鉱山の操業を開始していなければその取得は「資産の取得」として取り扱われる。しかしながら、同社は、この区分は、単に取得のタイミングによるわずかな違いによるものであり、異なる会計処理を要求することには違和感があると感じた。通常、鉱山の利用可能年数が有期限であることを踏まえると、同社は鉱山についてはその取得のタイミングにかかわらず、「資産の取得」として処理するほうが適切であると考え（つまりプレミアム部分の支払いは無形資産に含める）。

**3. 公正価値**

**質問 3:**

- (a) 公正価値測定から得られる情報にどの程度の目的適合性があり、公正価値測定について開示される情報は十分か<sup>(a)</sup>。もし不足があるとすれば、それはどのような点か。
- (b) 企業結合会計において公正価値を測定する際に最も重大な評価上の課題であった点は何か。当該公正価値測定について監査又は執行をする上で最も重大な課題であった点は何か。
- (c) 公正価値測定が、特定の構成要素について特に困難であったか（例えば、特定の資産、負債、対価）。

「概念フレームワーク」によれば、情報は、予測価値、確認価値又はその両方を有している場合には、目的適合性があるとされている。

**(a) 公正価値測定から得られる情報の目的適合性**

4. 利用者は、公正価値測定から得られる情報は企業の正味将来キャッシュ・フローの見込みを評価する上で目的適合的であると述べている。

**(b) 公正価値測定の課題**

5. 多くの作成者は、企業結合における公正価値測定にあたって、無形資産、のれん及び非支配持分に関して課題に直面したと述べている。詳細は第11項及び第12項（無形資産の測定に関する課題）、第33項及び第34項（減損テストにおけるのれんの測定に関する課題）及び第49項（非支配持分の測定に関する課題）を参照していただきたい。

**(c) 公正価値測定にあたって特に困難であった特定の要素**

6. 前項に記載のように、多くの作成者は、無形資産、のれん及び非支配持分の公正価値測定により課題があると述べている。

**4. 無形資産をのれんと区分して認識すること及び負ののれんの会計処理**

**質問 4:**

- (a) 無形資産を区分して認識することは有用と考えているか。その場合、理由は何か。無形資産を区分して認識することは、取得された事業の理解や分析にどのように役立っているか。或いは、当該要求事項について変更が必要と考えるか。その場合、どのような変更が必要と考えるか、また、理由はどのようなものか。
- (b) 無形資産をのれんと区分して認識するにあたって、主要な適用上、監査上、執行上の課題は何か。そうした課題の主要な原因はどのようなものかと考えるか。
- (c) 負ののれんを純損益に認識すること及び取引により利得が生じた理由に関する開示は、どの程度有用と考えるか。

**無形資産の区分認識**

**(a) 無形資産を区分して認識することによる情報の有用性**

7. 利用者は、無形資産を区分して認識することは一般的に有用であると考えている。当委員会事務局がアウトリーチで聴取した経験は以下のとおりである。

- 無形資産を区分して認識することは、正味将来キャッシュ・フローが企業に発生する資源をより適切に識別できることから、利用者にとって将来キャッシュ・フローの見込みを評価する上で有用であり、企業間の比較可能性が向上する。
- 無形資産の性質及び償却期間に関する情報は、利用者に同業種の企業の財務業績を比較するに当たって有用な情報を提供する。

**(b) 適用、監査及び執行における課題**

8. 作成者は、無形資産を区別して認識するに当たって、重大な課題に直面したと述べている。当委員会事務局がアウトリーチにおいてこれら作成者から受け取ったフィードバックの主要な論点は、以下のとおりである。

(1) 特定の無形資産の識別

(2) 無形資産の測定可能性

(3) 無形資産を区分して認識することによる費用対効果

#### *特定の無形資産の識別*

9. 数人の作成者からは、無形資産を区別して認識することについて、経営者が企業結合にあたって特定の無形資産の取得を意図していない場合には、違和感のある結果となるという指摘があった。当委員会事務局がアウトリーチにおいて聴取した経験は、以下のとおりである。

■ 企業が顧客関係の無形資産の取得を意図していない場合においても、会計基準の要求によりそのような無形資産を識別する必要がある。ある企業は、そのような無形資産を区分して認識することは、経営者の視点を反映しておらず、作成者と利用者間の情報の非対称性を是正することにならないことから、利用者にとって有用な情報ではないと指摘している。

10. 加えて、数人の作成者は、状況によって、財政状態計算書に区分して認識する無形資産を識別する課題に直面したと述べている。当委員会事務局がアウトリーチにおいて聴取した経験は、以下のとおりである。

■ 不特定多数の顧客を有する企業を取得した場合には、企業は「顧客関係（または類似のもの）」の無形資産を識別すべきかどうか、また識別すべきである場合にはどのように識別するのかについて大きな課題に直面した。なぜなら、顧客関係に関する将来キャッシュ・フローをもたらす資源は存在するかもしれないが、識別することが困難だからである。

#### *無形資産の測定可能性*

11. 数人の作成者は、測定の信頼性を確保することについて時々重大な課題に直面したと述べている。無形資産が特殊なものであるケースや、通常のビジネスでは決して取引されないようなケースにおいて、無形資産を必ずしも信頼性をもって測定することができない場合があるが、このような状況であっても無形資産を認識しなければならないからである。したがって、数人の作成者は、「信頼性のある測定」の考え方を、区分して認識するための要件として再導入すべきであると提案している。

■ 例えば、ある企業は、被取得企業の経営者が死亡した場合にその経営者から株式を買い取ることが求められるという契約を締結した。このような場合、同社は、公正



価値の見積りは自体は可能であるが、契約条件が特殊であるため、公正価値を決定するにあたって参考とする市場取引が存在せず、測定信頼性が十分に確保されているか疑問を感じた。

12. また、数人の作成者は、評価の手法自体は近年確立されてきているが、IFRSにおいて特定のガイダンス（特に評価モデルにおいて何が合理的なインプットとなるか）が示されていないため、企業は何を適切な指標として使用すべきかについて悩むことがあると述べている。これには、カントリーリスクや成長率というものを決定するにあたり考慮すべき要素が含まれるが、これらに限られない。したがって、追加的なガイダンスの開発が必要であると提案している。

#### *無形資産を区分して認識することのコストベネフィット*

13. 多くの作成者が、実務において無形資産の評価にあたっては外部の第三者の評価報告書を監査人に要求され、一方で監査人自身も第三者の評価報告書を入手している。これらの報告書では、評価額のレンジ（特定の金額ではなく）が示されていることが多いが、それぞれのレンジが合致しないこともあり、調整が負担となる場合があると指摘している。この結果、第三者の評価機関に対して支払いが生じるばかりでなく、監査人との追加的な協議を必要とするため、数値の最終化の遅れにつながり、特に期末日近くで企業結合が行われた場合には負担となる。
14. また、数人の作成者は、無形資産を区分することの課題の根本的な原因は、のれんの減損テストに係る課題と類似していると述べている。これについては、減損テストの費用対効果に関するフィードバックの第35項を参照していただきたい。
15. また、多くの作成者は、無形資産を区分して認識することのコストは、企業結合後の無形資産とのれんの会計処理が類似していれば、その便益を上回ることはないかと述べている。

#### 負ののれん

##### **(c) 事業の取得時に利得を認識することから得られる情報の有用性**

16. 利用者は、負ののれんを取得日に利得として認識することから得られる情報の有用性について強い懸念は述べていない。しかしながら、当委員会事務局は以下のようなフィードバックを受け取っている。
  - 利用者は、企業の将来キャッシュ・フローの見込みを評価するにあたり、負ののれんの利得を財務情報の分析から通常は除外している。
  - 何人かの利用者は、負ののれんを取得日に利得として認識した後の期間において、取得した事業から損失が発生するケースがあったと指摘した。したがって、彼らは、負ののれんに関する利得が認識されると、通常、その後に損失が発生しないかどうか

か財務業績の推移に留意し、負ののれんの利得とその後発生した損失を合算して事業のトータル・リターンを分析している。

- ある利用者は、負ののれんは例外的な取引というよりは、通常取引において生じていると述べている。
  - 何人かの利用者は、企業結合において負ののれんが発生した具体的な理由の開示が行われていないことがあると指摘した。当該利用者は、そのような開示は被取得企業の収益性の分析に有用であると考えている。
17. 数人の作成者は負ののれんに関する現行の会計処理を支持しているが、多くの作成者は負ののれんを取得日に利得に認識する会計処理及びその開示の有用性について懸念を示した。当委員会事務局が受けとった作成者からのフィードバックの主要な論点は、以下のとおりである。
- (1) 負ののれんが発生する取引の頻度
  - (2) 負ののれんの発生原因
  - (3) 被取得企業が将来的に損失を計上することになる可能性
  - (4) 開示要求の目的に対応するための困難さ

#### *負ののれんが発生する取引の頻度*

18. IFRS 第 3 号と米国基準は、割安購入は、強制清算や投げ売りといった変則的な取引においてのみ発生すると想定しているが、数人の作成者は、負ののれんを認識するのは想定されているような稀な状況では無いと指摘した。当委員会事務局がアウトリーチにおいて入手した作成者からのフィードバックでは、以下のような経験が聞かれた。
- 負ののれんは、変則的な取引のみというよりも、通常取引においてたびたび発生している。例えば、被取得企業が上場企業であり、その企業の株価純資産倍率 (PBR) (支配プレミアムを考慮後) が 1 倍未満となる場合には、資産及び負債の当初測定を見直したとしても、その企業の取得取引において負ののれんが認識されることがある (なお、当委員会事務局の調べたところ、PBR が 1 倍未満となる企業は 2014 年 4 月末現在、日本の上場企業のおよそ半分を占めている。)
  - 非支配持分の公正価値測定を行ったある企業は、負ののれんが非支配持分からも生じており、負ののれんに係る利得は、本来、非支配持分に帰属させるべきであると指摘している。しかし、IFRS 第 3 号第 34 項 (あるいは米国基準の ASC805-30-25-2) では、負ののれんを取得企業に帰属させる処理を要求している。企業は、この規定

に従うと、親会社の所有者に帰属する純損益（IAS 第1号第81B項）が忠実に表現されず、利用者が将来の正味キャッシュ・フローを見積もるのに関連性のある情報を提供しないのではないかと考えている。

#### *負ののれんの発生原因*

19. 取得企業は、負ののれんを認識する前に、取得したすべての資産及び引受けたすべての負債を正しく識別しているかどうか再検討し、測定にあたって行った手続きをレビューすることが要求されているが、多くの作成者は、その場合の測定上の誤謬を発見することは困難な場合が多いと述べている。当委員会事務局がアウトリーチにおいて受け取った個別のフィードバックは、以下の通りである。

- ある企業は、通常、評価実務を外部の評価機関に委託しており、評価のプロセスを再実施することは外部機関との追加のやりとりを余儀なくされ、時間を要すると感じている。
- 多くの資産の見積りの不確実性が高いような企業結合においては、企業は、重大な測定の不確実性に直面することとなると感じている。したがって、ある企業は、負ののれんを即時に利得に認識するのではなく、有形資産の減額として会計処理すべきであると考えている。企業は、そのような会計処理により、不正な会計上の結果を回避でき得ると考えている。

20. その他、ある作成者は、企業結合前に資産がほとんど認識されていなかったソフトウェア企業を取得し、（仕掛研究開発費や顧客関連無形資産といった）多額の無形資産を認識した結果、負ののれんの認識により多額の利得が認識されることがあったと述べている。この企業は、負ののれんの金額は測定の不確実性に大きく依存するため、このような状況において多額の利得を認識することが経済的実態を適切に表すことになるかについて疑問を感じている。

#### *被取得企業が将来的に損失を計上することになる可能性*

21. 数人の作成者は、企業結合による負ののれんを利得に認識し、後の期間において、被取得企業が損失を認識する結果となることがあると述べている。これら作成者は、このような場合、少なくとも後から考えると、企業結合時の利得は将来の期間の損失に対応すると考えられることから、負ののれんを一括利得に認識することが有用な情報を提供することになるのか疑問に感じている。当委員会事務局がアウトリーチにおいて入手した作成者の個別のフィードバックは、以下のとおりである。

- ある企業は、負ののれんの原因は将来の期間に追加的な損失（例えばリストラ費用）が見込まれ、そのような見込みが支払われた対価に反映されていることにあると考えている。企業は、現行の企業結合会計基準では、被取得企業のそのような将来の

損失に対する引当金を認識することができないことにより、負ののれんと将来の損失の認識時期のずれが生じる、と考えている。

- ある企業は、企業結合において負ののれんに係る利得を認識したが、その後の期間で業績不振により損失が発生したケースを何度か経験している。この経験に基づき、その企業は、負ののれんは負債あるいはOCIの一部として会計処理することが適切ではないかと考えている。その場合、負ののれんが負債の定義を満たさないと考えられることから、OCI とする方が適切であるとしている。

#### 開示要求の目的に対応するための困難さ

22. 数人の作成者は、負ののれんに係る利得に関する開示について、それが本当に有用なのかについて疑問を示した。当委員会事務局がアウトリーチにおいて入手した個別のフィードバックは、以下のとおりである。
- いくつかの企業は、負ののれんが被取得企業の取得時の事業の状況によるものなのか、取得の交渉の過程における値引きの結果なのかも含め、負ののれんが発生した原因を分析することは相当困難であると指摘した。

## 5. のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の非償却

### 質問 5:

- (a) のれん及び耐用年数を確定できない無形資産について減損を毎年検討することから得られる情報は、どの程度有用であったか。また、その理由はどのようなものか。
- (b) 減損テストによって提供される情報について改善が必要と考えるか。その場合、それはどのような点か。
- (c) のれん又は耐用年数が確定できない無形資産の減損テストにおける主要な適用上、監査上又は執行上の課題は何か、また、その理由はどのようなものか。

23. 文章の流れを考慮し、のれんに関連する回答をまず記載し、その後に耐用年数が確定できない無形資産に関する回答を記載している。また、上記の質問に対する回答は、(a)、(c)、(b)の順に記載している。

### のれんに関するコメント

#### (a) 減損のみのアプローチから得られる情報の有用性

24. 回答者の大多数は、のれんの年度の減損テストから得られる情報は十分ではなく、改善が必要な事項が認識されている。

#### 利用者からのフィードバック

25. ある利用者は、減損のみのアプローチによる減損損失（あるいは減損損失が計上されないこと）は、取得した事業の失敗（あるいは成功）を示すことであり、利用者

にとっては確認価値を持つと考えている。その利用者は、のれんが償却される場合は、そのような確認価値が失われると指摘している。

26. しかしながら、数人の利用者は、のれんの減損のみのアプローチでは、有用な情報を提供できないと指摘している。その主な理由は、減損損失が適時に認識されていないからである。当委員会事務局がアウトリーチにおいて入手した個別のフィードバックは、以下のとおりである。

■ 利用者は、減損損失は時に遅れて認識されることがあり、投資家は通常、減損損失が認識されるより前に減損リスクを織り込んでいる。ある利用者は、多くの場合、減損損失は予想よりも1年（あるいは1年半）程度遅れて認識されていると感じている。

■ 利用者は、企業価値を評価するにあたって、調整後のキャッシュ・フロー/損益情報（EBITDAを含む）を利用しているため、その財務情報からは減損損失を除外している。また、彼らは、企業の収益力を評価するに当たっては、発生ベースの財務情報も参照していると述べた。

27. さらに、数人の利用者は企業の財政状態を分析するに当たっては、貸借対照表に表示されている純資産の金額を、のれんの認識額の実質的な価値を考慮して調整を加えている。当委員会事務局がアウトリーチにおいて入手した個別のフィードバックは、以下のとおりである。

■ ある信用格付アナリストは、企業の財政状態を分析するにあたり、のれんの流動性は他の資産に比べて著しく低いと考えているため、貸借対照表上の純資産から、業種ごとの特定の比率を用いて調整したのれんを差し引いている。

■ 数人の利用者は、のれんが償却されない場合には、貸借対照表の純資産は過大計上となり、(ROA といった) 主要指標は過小となると考えているため、貸借対照表上ののれんの金額に調整を加えている。

#### 作成者からのフィードバック

28. 数人の作成者は、減損のみのアプローチが有用であると述べている。これは、減損のみのアプローチにより、取得した事業の業績を追跡してシナジー効果が期待通りに実現しているかどうかを評価することが可能となると考えているためである。彼らは、そのような情報は経営者の受託責任を利用者が評価するためにも有用であると述べている。また、ある作成者は、のれんが償却された場合、のれんの償却が終了する前後の年度で業績に落差が生じるため、企業業績に対する利用者の理解をミスリードする可能性があるとして述べている。

29. しかしながら、多くの作成者は、減損のみのアプローチが有用な情報を提供するか

について疑問を持っている。彼らは、自己創設のれんを減損テストにおいて区分することは不可能であり、減損テストは、のれんの帳簿残高は、当初ののれん及び自己創設のれんの両方から発生する将来キャッシュ・フローにより回収可能であることを確認する程度の意味しか持たないと述べている。したがって、彼らは減損のみのアプローチは経済的実態を表さないと述べている。

30. さらに、多くの作成者は、組織再編の結果、のれんが異なる資金生成単位に再配分された場合には、減損テストの結果は有用な情報を提供するかについて疑問を示した。当委員会事務局がアウトリーチにおいて入手したフィードバックは以下のとおりである。

- 多くの企業は、組織再編後の相対的公正価値アプローチ（のれんを単位（unit）に再配分するのに使用されるアプローチ）は仮想的なのれんの再配分であり、再配分により のれんと単位の価値を対応させる意味合いを見出しにくいと考えている。加えて、企業結合によるシナジーから期待される便益が組織再編の行われる前に実現してしまっているため、のれんと単位（又は単位グループ）との関連を適切に反映することはしばしば困難であると指摘した。

#### 監査人からのフィードバック

31. 監査人は、減損テストに関する現行の会計処理は高度な判断を必要とし、減損損失の発生について企業に裁量の余地を与えているように感じると述べている。例えば、のれんを単位<sup>5</sup>に配分する現行の取扱いにおいては、企業が減損テストを実施する単位の大きさを決定する際に、裁量が入り、より大きな単位が選択された場合には、減損テストの有効性が減少すると考えている。

#### (c) のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損テストにおける実務上の課題

32. 多くの回答者は、減損テストにおいて様々な実務上の課題に直面していると述べている。当委員会事務局がアウトリーチにおいて受け取ったフィードバックの主要な点は、以下のとおりである。

- (1) 減損テストが主観的であることについての懸念
- (2) 減損テストのみのアプローチによる予想外のコスト

#### 減損テストが主観的であることについての懸念

33. 多くの作成者は、減損テストに要求されている価値の見積りは、より判断を要する仮定が必要なため、償却及び減損アプローチに比べて主観性が高いことがあると述

---

<sup>5</sup> IAS 第36号第80項では、企業にのれんを事業セグメントよりも大きくない内部管理目的でモニターされている企業内の最小の単位又は単位グループに配分することを要求している。

べている。数名の作成者は、いつ減損損失が認識されるについてかなりの裁量の余地があると考えている。当委員会事務局がアウトリーチにおいて受け取ったフィードバックは以下のとおりである。

- 多くの企業は、以下の要因について特に主観的になると考えている。
    - 予算に基づく将来キャッシュ・フローの予測
    - 割引率（例えば、成長率、資産に固有のリスク）
    - 比較対象企業の選定
    - マーケットデータの標準化
  - ある企業は、第三者の評価機関に評価を委託し、評価機関による評価額のレンジが監査人が入手した評価報告書のレンジと異なる場合があり、そのような場合には、その差異を調整することに大変苦勞していると述べている。
  - ある企業は、のれんは後の期間において減損の戻入れが認められていないことを考慮すると、のれんが回収されるかどうかの評価は、長期的な視点で行われるべきであると考えている。また、米国会計基準において、長期の平均割引率の使用が認められていることも考慮すると、IFRS においても、長期的な視点を反映した割引率を使用することができるようにした方が良いと指摘している。
34. 監査人は、減損テストに用いられる経営者の仮定を証明することは常に難しい問題であると述べている。それは、監査人は将来キャッシュ・フローの予測を含む経営者の主張に強く依存せざるを得ないためである。彼らは、これらの監査証拠は本質的に主観的であり経営者の主張に反論することに困難性を感じている。

#### 減損のみのアプローチによる予想外のコスト

35. 多くの作成者は、現行の減損のみのアプローチは当該アプローチが導入された会計基準が制定される以前に予想された以上に重大なコストをもたらしていると感じている。当委員会事務局がアウトリーチにおいて入手したフィードバックは以下のとおりである。
- 多くの企業は、減損テストのコストはそれによる便益を上回っていると感じている。特に、年次の減損テストを実施するにあたっては、企業は監査人から、経営者の見積りをサポートするために外部の第三者の評価報告書を入手するように依頼されることがある。これらの企業は、のれんの評価において二重のコストを支払っていると感じている。これは、自社で支払った評価に係る費用と監査報酬の一部を構成する評価に係る費用がかかるためである。加えて、第三者から評価報告書を入手するためには時間を要し、それが決算作業を終えるにあたっての障害となっている。

**(b) 減損テストの改善（のれんの全体的なモデルの改善も含む）**

36. 数人の作成者は、重大な問題点のひとつは年次の減損テストに係るコストであると指摘した。したがって、減損テストの改善方法として、減損テストを減損の兆候がある時のみに実施することとすれば、減損テストのコストを軽減できると提案している。
37. さらに、年次の減損テストをどのように改善すべきかについて質問したところ、取得のれんの償却処理を再導入することの提案とその理由について、個別のコメントを受け取っている。
38. 少数の回答者は減損のみのアプローチは機能していると回答しているが、大多数の回答者は、減損のみのアプローチによる財務情報は企業結合後の取得のれんを適切に反映していないと述べている。それは、取得のれんは時の経過に伴い費消し、自己創設のれんに置き換わっていくと考えているからである。また、多くの回答者は、減損テストが主観性が高く、減損損失は必ずしも適時に認識されていない可能性があるため、有用な情報を提供することに疑問を呈している。
39. したがって、大多数の回答者は、のれんの償却処理の再導入と減損を組み合わせるアプローチ（すなわち、「償却及び減損アプローチ」）を提案している。なお、数人の回答者は経営者の受託責任の充足の評価や、意思決定に有用な情報を提供するという観点から減損のみのアプローチは有効であると述べている。当委員会事務局がアウトリーチにおいて受け取ったフィードバックの主要な論点は以下のとおりである。

(1) 償却及び減損アプローチによる情報の有用性

(2) 取得のれんの償却期間の見積り

*償却及び減損アプローチによる情報の有用性*

40. 数人の利用者は、のれんが時の経過に伴い減価するという経済的実態をより反映することとなり、企業の収益性を評価するのに役立つことから、償却及び減損アプローチを再導入することを提案している。彼らは、企業結合後のれんが償却されなければ将来の利益に対応するコスト（つまり、企業結合への投資）が認識されないため、取得企業は利益を二重に計上する結果となると考えている。さらに、彼らは、ひとたび被取得企業の業績が悪化すると、それによりその投資に対する減損損失の発生により業績がさらに影響を受け、業績悪化の負のスパイラルに陥ることになると指摘している。
41. 加えて、ほとんどすべての作成者は償却及び減損アプローチを再導入することを提案している。当委員会事務局がアウトリーチにおいて受け取ったフィードバックは



以下のとおりである。

- 多くの企業は、のれんは時の経過に伴い費消し、自己創設のれんに置き換わっていく資産であると感じている。したがって、のれんは定期的に償却し、取得対価の一部としてのれんから発生する収益に対応させるべきだと考えている。それは、企業の利益は、投資したコストを上回ったものであるとする見方とも整合している。のれんが企業結合後の期間で償却されない場合、取得のれんが時の経過に伴い減価していく経済的実態を財務諸表に適切に表すことができないと考えている<sup>6</sup>。
- 多くの企業は、取得のれんを償却することにより、貸借対照表上の資産に自己創設のれんが認識されることが回避できると考えており、それは、自己創設のれんの認識を禁止している IFRS 及び米国基準の考え方とも整合するのではないかと考えている。
- 多くの企業は、償却及び減損アプローチを再導入することにより、現行の減損のみのアプローチにおける減損テスト時の緊張感を和らげることができ、現行アプローチの欠点（減損テストにおいて自己創設のれんを区分できないこと、前提条件の主観性、多大なコストと労力を含む）を改善することができると考えている。

#### 取得のれんの償却期間の見積り

42. 多くの作成者は、取得のれんを償却すべき期間を合理的に見積もることは可能であると述べている。特に、多くの作成者は、のれんを償却するのであれば、償却期間は企業結合の効果が発現する期間にわたって償却すべきであると述べている。当委員会事務局が受け取ったフィードバックは以下のとおりである。
- 数社の企業は、被取得企業が単独で超過収益力を維持できる期間だけでなく、取得企業の純資産や事業と統合することによるシナジー効果や他の便益等を考慮してのれんの償却期間を決定すべきであると提案している。
  - 多くの企業は、投資の回収期間（例えば、それらは割引回収期間法を基礎にして算出される）を基礎として、企業結合の効果が発現する期間に調整することを提案している。
43. 数人の作成者は、企業結合の効果が発現する期間は業種によっては、通常、10年以内（例えば、テクノロジー集約の業種）ではないかと述べているが、多くの作成者はのれんの償却期間は20年を上限年数とすることを提案している。これらの作

---

<sup>6</sup> ある日本基準の作成者は、事業を取得する際、経営者は通常、投資（のれんを含む）がその事業から得られるキャッシュ・フローにより回収可能かどうかを評価すると指摘した。したがって、その企業は、取得のれんを償却することは、のれんを取得後の期間で回収するという経営者の視点を反映することになると述べている。

成者は企業結合の効果が20年を超えて発現することは稀であり、20年超の償却期間を認めることは財務情報の比較可能性を損ねることとなると述べている。加えて、ある作成者は、多くの企業結合において、投資の予想回収期間がおよそ15年～16年程度であり、また、企業価値の見積りの基礎として利益マルチプルの15～16倍を基準として考えていることを考慮しても、20年を上限年数とすることは、適当な年数であると述べている。

44. 数人の作成者は、償却方法としては、費消パターンが信頼性をもって決定できない場合には、定額法が最も適切であり、耐用年数を確定できる無形資産の取扱いとも整合していると述べている。

#### 耐用年数の確定できない無形資産に関するコメント

45. 耐用年数の確定できない無形資産について当委員会事務局が受け取ったフィードバックは、概ね、のれんに関するフィードバックと整合していた。しかしながら、1つの重要な発見事項としては、多くの作成者は、全ての区分して認識される無形資産を耐用年数にわたって償却する無形資産として分類しているということである。当委員会事務局がアウトリーチにおいて受け取ったフィードバックは以下のとおりである。

- ある企業は、契約期間が明示されていないもの（たとえば商標権や顧客関係）について耐用年数の確定できない無形資産かどうかを決定することは難しいと考えている。
- ある企業は、のれんと無形資産を区分することは恣意性が入る余地があるため、のれんも耐用年数の確定できない無形資産の両方を償却することとすれば、そのような恣意性が入る余地を軽減することができるのではないかと感じている。

## 6. 非支配持分 (NCI)

### 質問 6:

- (a) NCIに関する表示及び測定の要求事項からもたらされる情報は、どの程度有用か。また、当該要求事項からもたらされる情報は、親会社に帰属しない連結上の持分に対する請求権を反映しているか。そうでない場合、どのような改善が必要と考えるか。
- (b) NCIの会計処理、又はそうした会計処理の監査又は執行における課題はどのようなものか。また、課題が生じる場合のNCIの測定の選択肢について明示していただきたい。

我々が回答をより適切に理解するため、回答者が、現在の所有持分であるNCIを会計処

理する際の測定を選択肢と、この測定を選択が取得ごとに行われているのかどうかを明記していただけると有り難い。

**(a) 非支配持分の表示及び測定の要求事項からもたらされる情報の有用性**

46. 当委員会事務局のアウトリーチにおいての重要な発見事項の一つは、個別にヒアリングした IFRS を適用している企業はすべて、被取得企業の NCI の測定にあたっては、公正価値測定を選択せず、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分によっていたということである。したがって、以下の NCI の公正価値測定に関する経験にかかるフィードバックは、米国基準の適用企業に関するものである。
47. 利用者は、NCI の表示及び測定の要求事項から得られる情報について、特に重大な懸念は述べていない。ただし、利用者は親会社の株主に帰属する純資産に焦点を置いており、NCI に帰属する金額は一般的には財務分析からは除外していると述べている。加えて、ある利用者は、IFRS 第 3 号において表示の選択肢を認めていることは財務諸表の企業間の比較可能性を損ねることとなると指摘している。当委員会事務局が受け取ったフィードバックは以下のとおりである。
48. 数人の作成者は、NCI の表示及び測定の要求事項からもたらされる情報について否定的なフィードバックを伝えてきた。当委員会事務局が受け取ったフィードバックは以下のとおりである。
- ある企業は、NCI を公正価値測定したことにより生じる負ののれんに係る利得の認識は、利用者が将来の正味キャッシュ・フローを見積もるのに関連性のある情報を提供しないと考えている。詳細は第 18 項を参照していただきたい。
  - ある企業は、親会社はのれんの一部を支配する意図が無いため、NCI に帰属するのれんは親会社の株主の視点からは意味のない情報であると考えている。

**(b) NCI の会計処理の課題**

49. 数人の作成者は、NCI の公正価値測定にあたり、困難性に直面したと述べている。当委員会事務局が受け取ったフィードバックは以下のとおりである。
- 数社の企業が、NCI の公正価値測定にあたり、支配プレミアムを適切に識別することが困難であると指摘している。これらの見積りは、仮定に基づくものであり、客観性が乏しいからである。ある企業は、十分な信頼性をもって支配プレミアムを適切に測定することは相当に難しい問題であると感じている。

**7. 段階取得及び支配の喪失**

質問 7:

- (a) IFRS 第3号における段階取得のガイダンスからもたらされる情報は、どの程度有用か。有用でない情報がある場合には、その理由を説明していただきたい。
- (b) 親会社が支配喪失時点で旧子会社に対して引き続き保持している投資の会計処理からもたらされる情報は、どの程度有用と考えるか。有用でない情報がある場合、その理由について説明していただきたい。

**(a) 段階取得の会計処理のガイダンスからもたらされる情報の有用性**

50. 利用者からは IFRS 第3号の段階取得のガイダンスから得られる情報について重要な懸念は聞かれなかったが、利用者は段階取得による利得又は損失を財務数値の分析にあたって除外していると述べている。当委員会事務局は以下のようなフィードバックを受け取っている。

- ある利用者は、追加取得した株式の単価で企業の既存持分を評価して利得又は損失を認識することは、その中に支配プレミアムが含まれているためミスリーディングな情報であると述べている。

51. 作成者においては、段階取得の処理により得られる情報についての見解は分かっていた。数名の作成者は、企業集団に入るということは重大な経済事象であることから、現行の会計処理を支持する意見であった。しかしながら、多くの作成者は、追加取得時に既存の持分について利得又は損失を認識することは経営者が内部管理情報として使用している情報と整合していないため違和感があると指摘している。また、被取得企業の株価が公開買い付けにより高くなっている場合には、既存持分の利得は過大に認識されることとなり、その結果、のれんの過大計上になると述べていた。

**(b) 支配の喪失のガイダンスからもたらされる情報の有用性**

52. 利用者は、段階取得における見解と同様、支配の喪失に係る現行の会計処理を概ね支持しているが、財務数値の分析にあたっては支配の喪失による利得又は損失を除外していると述べている。

53. 作成者においては、支配の喪失の処理から得られる情報の有用性に関する見解は分かっていた。数人の作成者は企業グループから外れるということは重大な経済事象であることから、現行の会計処理を支持する意見であった。しかしながら、多くの作成者は、一部売却の時点で、残余の持分の利得又は損失を認識することは、その事業に係る経営者の意図を反映していないと述べている<sup>7</sup>。

---

<sup>7</sup> ある日本基準適用企業は、持分のすべてを売却する意図が無く、子会社が関連会社になる場合、関連会社の残余の持分を引続き企業集団を構成する投資であると考えていると述べている。つまり、その作成者は関連会社を企業集団の一部と考えており、子会社と関連会社の取扱いに大きな差があることは経営者の意図を表さないと述べている。したがって、その作成者は関連会社の残

- ある企業は、持分の売却は、必ずしもその子会社との緊密な関係の終了を意味することにはならず、流動性の確保のために売却することもあると述べている。
- ある企業は、一部売却して支配を喪失した時に多額の利得を認識したが、最終的に残りの持分を売却した時には損失を認識する場合があったと述べている。

## 8. 開示

### 質問 8:

- (a) 取得が企業集団に与える影響を適切に理解するために、他に情報が必要か。その場合、どのような情報が必要か、また、当該情報はなぜ有用であるか。
- (b) 開示が要求されている情報の中で、有用ではなく要求すべきでないものはあるか。該当するものがある場合、理由を説明していただきたい。
- (c) IFRS第3号又は関連した修正によって要求されている開示を作成、監査、又は執行する上での主要な課題はどのような点か、また、その理由はどのようなものか。

#### (a) 他に必要な情報

54. 利用者は、以下の追加的な情報が、企業結合の影響を理解するうえで有用であると述べている。
- その期において発生した減損損失の原因の詳細な説明
  - 取得時点において予想していた被取得企業の事業の将来業績と取得後の業績の実績との比較。
  - 取得時点の対価の主な種類ごとの公正価値の詳細（IFRS 第3号 B64 項（f）参照）
  - 米国基準で要求されている、被取得企業の個別財務諸表

#### (b) 有用でない開示

55. 当委員会事務局は、利用者から有用でないために開示が不要であると考えている情報は得ていない。

#### (c) 要求される開示について作成又は監査上の課題

56. 当委員会事務局は、会計基準で求められている開示の作成又は監査にあたっての以下のような課題を作成者および監査人から聴取している<sup>8</sup>。

#### 作成者からのコメント

57. 利用者は有用であると指摘しているが、多くの作成者は、期中に発生したすべての

余の持分を再測定することは経済的実態を表さず、投資家をミスリーディングする可能性がある」と述べている。

<sup>8</sup> ある日本基準適用の作成者は、報告期間に関する連結包括利益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の収益及び純損益の金額（IFRS 第3号(q)(i)）の開示は、大規模な上場企業との合併の場合は過度の時間と労力を必要とすると述べている。

企業結合について取得日が事業年度の期首であったとした場合の結合後企業の当該事業年度における収益及び純損益のプロフォーマ情報の開示（IFRS 第 3 号 B64 項 (q) (ii) の要求）について、懸念を示している。当委員会事務局が受け取ったフィードバックは以下のとおりである。

- 多くの企業は、企業結合後のシナジー効果（企業結合の影響を評価するには不可欠である）が反映されていないため、プロフォーマ情報の有用性は低いと述べている。
- 数社の企業は、プロフォーマ情報の作成にあたってどのような前提で作成すべきか明確でないと述べている。プロフォーマ情報の開示を引き続き要求するのであれば、追加的なガイダンスが必要であると提案している。

58. 数人の作成者は、IAS 第 36 号で求められている減損テストに関する開示は、企業の機密情報に関連すると指摘している。そのような情報の開示が営業上の損失をもたらすリスクを考慮すると、どこまで詳細に開示すべきかを判断することが困難であると感じている。

#### 監査人からのコメント

59. 監査人は、プロフォーマ情報の開示（IFRS 第 3 号 B64 項 (q) (ii) の要求）について、特に企業結合が、期末近くに行われる場合、または被取得企業の財務諸表が IFRS 以外の各国基準でのみで作成されている場合には、プロフォーマ情報の監査可能性の観点から監査が著しく困難であると感じている。

## 9. その他の事項

### 質問 9:

IFRS 第 3 号の適用後レビューを検討する際に IASB が知っておくべきと考える事項は他にあるか。

IASB は、次の事項に関心がある。

- (a) 当該基準及び関連した修正によって提供されている情報がどの程度有用か、改善が必要か及びその理由について理解すること
- (b) 実務的な適用上の課題について知ること（基準及び関連した修正を適用、監査、又は、執行する観点から）
- (c) 基準設定プロセスに関して学ぶべき点

### (a) IFRS 第 3 号から得られる情報の有用性

60. 当委員会事務局は、これまでの質問項目への回答に記載した事項以外、改善を必要とするフィードバックを受けていない。

### (b) 実務の適用に関する事項

61. 数社の企業は、企業結合の過程において、以下の経験を述べていた。
- ある企業は、複数回の取引により被取得企業を取得した場合、IFRS 第3号では一連の取引として会計処理するのか、それぞれ別個の取引として会計処理するのかどうかについて明記されていないと指摘した。複数回の取引により株式を売却した場合も同様であると指摘した。
  - ある企業は、支配の喪失が期末日付近で行われた場合、被取得企業の残余持分の再測定を報告期限までに実施するのは困難であると感じている。経験に基づき、企業は、支配の喪失が報告期間末近くで行われた場合の実務上の課題に対応するため、企業結合の「測定期間」に類似した概念を含めることを提案している。

**(c) その他の事項**

62. ある作成者は、IFRS と米国の企業結合会計基準の内容が、今後の基準開発活動により異なることになる可能性を懸念している。同社は、現在、企業結合に関する両者の会計基準は整合していることは承知しているが、今後、両基準の差異が拡大する可能性を最小化すべく、IASB と FASB は、適用の経験を共有し、将来のプロジェクトを共同で取り組むべきであると提案している。

## 10. 影響

**質問 10:**

回答者の観点から見て、IFRS 第3号及び関連した修正のうち、次のような影響を生じさせたと考える領域について記載していただきたい。

- (a) 財務諸表の利用者、財務情報の作成者、監査人、又は執行者にとって便益となった（及びその理由）。
- (b) 財務諸表の利用者、財務情報の作成者、監査人、又は執行者に相当な予想外のコストを生じさせた（及びその理由）。
- (c) 取得の実行方法に影響を与えた（例えば、契約条件に対する影響）。

**(a) IFRS 第3号及び関連した修正における便益**

63. 利用者は、改善が必要と認識された特定の領域を除き、現行の企業結合会計基準からもたらされる情報については概ね満足している。しかしながら、当委員会事務局は、IFRS 第3号及び関連する修正のうち、利用者、作成者および監査人にとって便益となった特定の領域についてのフィードバックは受けていない。

**(b) 実務の適用に関する事項**

64. 多くの作成者は、以下の要求事項又はそれらの組み合わせにより、予想外のコストが発生したと述べている。詳細は、本レターの各質問に対する回答を参照していただきたい。

- (1) 無形資産を区分して認識することに関する要求事項(本レターの第13項及び第15項参照)
  - (2) のれんの減損テスト(本レターの第35項参照)
  - (3) プロフォーマ情報の開示(本レターの第57項から第59項参照)
65. また、監査人は、プロフォーマ情報の監査を要求される場合、監査に多大な困難を伴うこととなると述べている。米国と日本においては、それらの情報を監査対象から除くことが認められているが、他の財務報告制度では、そのような情報を監査対象に含めることを要求している。
- (c) その他の事項**
66. 当委員会事務局は、IFRS 第3号及び関連する基準が取得の方法に与えた影響について特定のフィードバックを受けなかった。

以上